# 議案第81号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する

## 条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改	正	後			改		正	前	
別	別表第7(第13条関係)			別	表第7(第	513条	:関係)				
	1 福祉型	!障害児入所施設				1 福祉型	] 障害	月入所施設			
	項目		基準			項目			基準		
	略					略					
	サービ	1 略				サービ	1	略			
	スの提	2 感染症その値	也の規則で定め	る健康被害 <u>が</u> 発生		スの提	2	感染症その個	也の規則で定め	かる健康被害 <u>の</u> 発生	Ė
	供	し、又はまんタ	延しないように、	<u>、</u> 衛生上及び健康		供	<u>き</u>	と防止するた&	<u>うに</u> 衛生上及て	が健康管理上必要な	ĩ
		管理上必要な措	昔置を講ずること	0			捐	昔置を講ずるこ	. Ł .		
		3 略					3	略			
		4 非常災害時份	の情報の収集、	連絡体制、避難等			4	非常災害時@	つ情報の収集、	連絡体制、避難等	<b></b>
		に関する具体的	的な計画を定め.	るとともに、その			13	に関する具体的	りな計画を定め	りるとともに、その	5
		計画を実行で	きるよう入所者	<b>育及び職員に周知</b>			言	十画を実行で	きるよう入所	者及び職員に周知	:D
		し、定期的に記	訓練を行うこと。	。 <u>また、訓練の実</u>			Į	、 定期的に訓	練を行うこと。	0	
		施に当たってに	は、地域住民の	参加が得られるよ							

う連携に努めること。

5 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

<u>6</u> 略

略

2 略

5 略

略

2 略

### 別表第8 (第14条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の	1・2 略
配置	3 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケ
	ア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の
	医療行為をいう。以下同じ。) を恒常的に受ける
	ことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う
	<u>場合又は</u> 主として重症心身障害児が通う <u>場合</u>
	<u>は</u> 、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置
	くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場
	合として規則で定める場合にあっては、この限
	りでない。
	4 • 5 略

別表第8 (第14条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の	1・2 略
配置	3 主として重症心身障害児が通う <u>施設には</u> 、第
	1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこ
	と。ただし、利用者の処遇に支障がない場合と
	して規則で定める場合にあっては、この限りで
	ない。
	4・5 略

 サービ
 別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる

 スの提
 基準を満たすこと。

 供
 略

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービ	<u>別表第7の1の表</u> サービスの提供の項に掲げる
スの提	基準を満たすこと。
供	
略	

サービ <u>別表第1</u>サービスの提供の項に掲げる基準を満 スの提 たすこと。 供 略

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービ	<u>別表第1</u> サービスの提供の項に掲げる基準を満
スの提	たすこと。
供	
略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成24年鳥取県条例第81号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 II	後			改	正	前
別表第1(第	刊表第1 (第6条関係)			表第1(第	56条関係)		
1 児童発	<b></b>			1 児童発	養達支援		
区分		基準		区分		基準	
従業者	1 児童発達支援セ	ンターであるものを除き、従		従業者	1 児童発	幸支援センター	であるものを除き、従
の配置	業者は、次のとおり	)とする。		の配置	業者は、必	このとおりとする	0
	(1) 次に掲げる征	<b>産業者を置くこと。</b>			(1) 次》	こ掲げる従業者を	で置くこと。
	ア略				ア略		
	イ 児童指導員 <u>Z</u>	ては保育士			イ 児i	童指導員 <u>、保育</u> :	<u> 土又は障害福祉サービ</u>
					ス事	業に従事した経!	験を有する者であって
					<u>規則</u> "	で定めるもの (」	以下「障害福祉サービ
					ス経り	) 食者」という。)	
	ウ・エ 略				ウ・エ	略	
	(2) <u>日常生活及</u>	び社会生活を営むために医療	-		(2) 主	として重症心身	障害児が通う場合は、
	的ケア(人工呼	吸器による呼吸管理、髂簇吸	-		(1)に	掲げる従業者の)	ほか、看護職員(保健

引等の医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的 に受けることが不可欠である障害児に医療的 ケアを行う場合又は主として重症心身障害児 が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。)を置くこと。<u>ただ</u> し、利用者の支援に支障がない場合として規 則で定める場合にあっては、この限りでな い。

(3) 児童指導員<u>又は保育士</u>のうち1人以上 は、常勤であること。

(4) 略

2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。

師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以 下同じ。)を置くこと。

(3) 児童指導員<u>、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち1人以上は、常勤であること。

(4) 略

2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。

	(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
	(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療		(3) 主として重症心身障害児が通う場合は
	<u>的ケアを恒常的に受けることが不可欠である</u>		(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置
	障害児に医療的ケアを行う場合又は主として		こと。
	重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる		
	従業者のほか、看護職員を置くこと。 <u>ただ</u>		
	<u>し、利用者の支援に支障がない場合として規</u>		
	<u>則で定める場合にあっては、この限りでな</u>		
	<u> </u>		
	(4) 略		(4) 略
	3~6 略		3~6 略
略		略	
サービ	1~5 略	サーヒ	: 1~5 略
スの提	6 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生	スの携	┣ 6 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発
供	<u>し、又はまん延しないように、</u> 衛生上及び健康	供供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要

管理上必要な措置を講ずること。

#### 7 • 8 略

- 9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 10 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

措置を講ずること。

#### 7 · 8 略

9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等 に関する具体的な計画を定めるとともに、その 計画を実行できるよう利用者又はその保護者及 び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

11 略

略

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービ	$1 \sim 4$ 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生
供	<u>し、又はまん延しないように、</u> 衛生上及び健康
	管理上必要な措置を講ずること。
	6・7 略
	8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その

<u>10</u> 略

略

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービ	$1 \sim 4$ 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発生
供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要な
	措置を講ずること。
	6・7 略
	8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その

計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講ずること。また、従業者に 対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するこ と。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行 い、必要に応じて変更を行うこと。

10 略

略

3 放課後等デイサービス

区分基準

計画を実行できるよう利用者又はその保護者及 び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<u>9</u> 略

略

3 放課後等デイサービス

区分 基準

従業者	1 次に掲げる従業者を置くこと。	従業者	1 次に掲げる従業者を置くこと。
の配置	(1) 略	の配置	(1) 略
	(2) 児童指導員又は保育士		(2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サー
			ス経験者
	(3)・(4) 略		(3)・(4) 略
	2 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケ		2 主として重症心身障害児が通う場合は、前
	アを恒常的に受けることが不可欠である障害児		に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。
	<u>に医療的ケアを行う場合又は</u> 主として重症心身		
	障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほ		
	か、看護職員を置くこと。 <u>ただし、利用者の支</u>		
	<u>援に支障がない場合として規則で定める場合に</u>		
	<u>あっては、この限りでない。</u>		
	3 略		3 略
	4 児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常		4 児童指導員 <u>、保育士又は障害福祉サービス</u>
	勤であること。		<u>験者</u> のうち1人以上は、常勤であること。

	5~8 略		5~8 略
略		略	
サービ	1~4 略	サービ	1~4 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生	スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発
供	し、又はまん延しないように、衛生上及び健康	供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要
	管理上必要な措置を講ずること。		措置を講ずること。
	6・7 略		6・7 略
	8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等		8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その		に関する具体的な計画を定めるとともに、そ
	計画を実行できるよう利用者又はその保護者及		計画を実行できるよう利用者又はその保護者
	び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。		び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと
	また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参		
	加が得られるよう連携に努めること。		
	9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に		
	びい必要な措置を講ずること。また、従業者に <b>だい必要な措置を講ずること。また、従業者に</b>		

対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

10 略

略

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービ	1~4 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生
供	<u>し、又はまん延しないように、</u> 衛生上及び健康
	管理上必要な措置を講ずること。
	6・7 略
	8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に

<u>9</u> 略

H

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービ	1~4 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発生
供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要な
	措置を講ずること。
	6 · 7 略

従い必要な措置を講ずること。また、従業者に 対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するこ と。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行 い、必要に応じて変更を行うこと。

9 略

略

5 保育所等訪問支援

区分	基準	
略		
サービ	1~3 略	
スの提	4 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生	
供	<u>し、又はまん延しないように、</u> 衛生上及び健康	
	管理上必要な措置を講ずること。	
	5・6 略	

8 略

H

5 保育所等訪問支援

区分	基準	
略		
サービ	1~3 略	
スの提	4 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発生	
供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要な	
	措置を講ずること。	
	5・6 略	

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講ずること。また、従業者に 対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するこ と。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行 い、必要に応じて変更を行うこと。

略

別表第2(第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	

<u>7</u> 略

略

別表第2(第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	

サービ	1~4 略	サービ	1~4 略
スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生	スの提	5 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発
供	し、又はまん延しないように、衛生上及び健康	供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要
	管理上必要な措置を講ずること。		措置を講ずること。
	6・7 略		6・7 略
	8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等		8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その		に関する具体的な計画を定めるとともに、そ
	計画を実行できるよう入所者又はその保護者及		計画を実行できるよう入所者又はその保護者
	び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。		び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと
	また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参		
	加が得られるよう連携に努めること。		
	9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に		
	<u>従い必要な措置を講ずること。また、従業者に</u>		
	対し、業務継続計画について周知するととも		
	に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するこ		

と。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

<u>10</u> 略

略

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービ	1~3 略
スの提	4 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>が</u> 発生
供	<u>し、又はまん延しないように、</u> 衛生上及び健康
	管理上必要な措置を講ずること。
	5・6 略
	7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その
	計画を実行できるよう入所者又はその保護者及

9 略

略

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービ	1~3 略
スの提	4 感染症その他の規則で定める健康被害 <u>の</u> 発生
供	<u>を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要な
	措置を講ずること。
	5・6 略
	7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その
	計画を実行できるよう入所者又はその保護者及

び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めること。

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講ずること。また、従業者に 対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するこ と。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行 い、必要に応じて変更を行うこと。

<u>9</u> 略

略

び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<u>8</u> 略

略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第7の1の表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1) イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業者の配置の項第 1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。